

出前講座のご案内

複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止や豊かで安心安全な消費生活の安定・向上を図るため、消費者の皆さんに学習の機会や情報を提供する「出前講座」を行っています。

詳しくは、宮崎県消費生活センターホームページをご覧ください。お近くの県消費生活センターへお問い合わせください。

出前講座のテーマ

- ◆ 暮らしの中の契約
- ◆ 悪質商法から高齢者を守る
- ◆ 知っておきたい食品表示
- ◆ クリーニングのかしこい利用法

出前講座 問い合わせ先	宮崎県消費生活センター ☎0985-32-7171	都城支所 ☎0986-24-0998	延岡支所 ☎0982-31-0998
----------------	------------------------------	-----------------------	-----------------------

※出前講座申込書等は、宮崎県消費生活センターHPの【出前講座】にあります。

消費者教育コーナーのご案内

宮崎県消費生活センターホームページに「消費者教育」のコーナーを設けています。教材や実践事例などの資料を掲載していますので、学校関係者、消費者教育に携わっておられる方、興味ある方は、是非一度、ご覧ください。

最寄りの相談窓口(市町村の相談窓口又は県消費生活センター)につながります。

消費者ホットライン ☎188(いやや!)

各地域の相談窓口のご案内

都城市以外の窓口は
12:00~13:00を除きます。

● 宮崎市消費生活センター	☎0985-21-1755	月~金 9:00~16:00
● 都城市消費生活センター	☎0986-23-7154	月~金 9:00~16:00
● 延岡市消費生活センター	☎0982-26-0111	月~金 8:30~17:15
● 日南串間消費生活センター	☎0987-23-4390	月~金 9:00~16:00
● 西諸県地域消費生活相談窓口	☎0984-23-1179	月~金 9:00~16:00
● 日向地区広域消費生活センター	☎0982-55-9111	月~金 8:30~17:15
● 西都児湯消費生活相談センター	☎0983-23-2110	月~金 9:00~17:00
● 三股町福祉・消費生活相談センター	☎0986-52-0999	月~金 9:00~16:00

宮崎県消費生活センター相談専用電話のご案内

来所される場合は必ず
事前にご相談ください。

● 宮崎県消費生活センター	☎0985-25-0999	月~金 9:00~17:00
● 宮崎県消費生活センター都城支所	☎0986-24-0999	
● 宮崎県消費生活センター延岡支所	☎0982-31-0999	
※終了時刻の30分前までにお電話ください。	☎0985-25-0999	土曜日 9:00~17:00

宮崎県消費生活センターホームページは



本紙に関するお問い合わせは ☎0985-32-7171(代表)



宮崎県消費生活センター
令和5年

アリンコ通信 No.14

アリンコちゃん

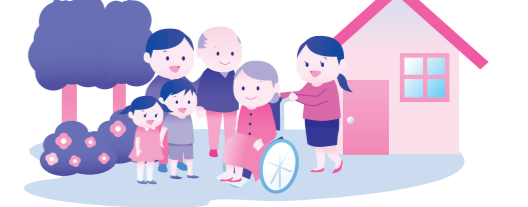
[啓発コーナー] 「高齢者の消費者トラブル」

— 家族や地域での見守りをお願いします。 —

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族やご近所の方々が注意深く見守っていくことが大切です。

「いつもと様子が違う」、「最近、人の出入りが多くなった」などの変化に気づき、声をかけていただき、消費者トラブルの場合は、消費生活相談窓口へつないでください。

地域の高齢者をみんなで見守りましょう



気をつけてほしい高齢者の消費者トラブル

(出典:国民生活センター)

◎ 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”トラブル

- 【事例】
- 「お宅の屋根や外壁が壊れている」などと言って来訪した事業者と高額な住宅修理工事の契約をしてしまった。
 - トイレの水回りの修理をインターネットで探した業者に依頼したら高額な料金を請求された。



〈アドバイス〉

- 「無料で屋根の点検をさせていただきます」などと親切を装ったり、「瓦が落ちて人に当たったら大変だ」「今、修理しないと大変なことになる」など不安をあおる勧誘に注意しましょう。
- 契約をせかされたり、次々に高額な修理工事を提案されたりしても、必要がなければきっぱり断りましょう。
- 複数の事業者から見積もりをとり、周りの人の意見も聞きながら、比較検討してから契約しましょう。

◎ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”トラブル

- 【事例】 ○ ネットを見て1回限りのお試しだと思って注文したら、複数回購入が必要な定期購入だった。

〈アドバイス〉

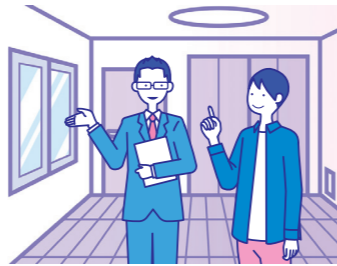
- 通信販売は、クーリング・オフができませんので、注文する前に、返品・解約の条件や連絡手段などを確認しておきましょう。
- スマホは画面が小さいため、重要なことが小さい文字で書かれていたり、サイト内の別の場所にあたりるので、しっかり確認しましょう。
- スマホやインターネットでの注文は、最終確認画面をよく確認しましょう。念のため、最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

初めての一人暮らし

一部屋を借りるとき

進学や就職に伴い、新たな部屋探しは大変ですが、入居後にトラブルが生じるともっと大変です。

契約を結ぶ前に、次のようなことに注意しましょう。



部屋は見学(内見)してから決める

ネットの写真等の情報だけで契約することは危険です。部屋の内見だけでなく建物の外観や周辺環境を必ず現地に行って確認しましょう。

重要事項説明書の内容を確認する

トラブルとなりやすい退去時の原状回復費用などの重要事項について説明がありますので、不明な点や気になる事項は、納得できるまで質問しましょう。

契約書の内容を理解・確認してから契約をする

いったん締結した契約を解約するには、契約書に定められた解約予告期間分の賃料等の支払が必要となります。契約の締結は、契約書の内容を十分確認し理解した上で行いましょう。

退去時のトラブルを防ぐ

退去時に多額の修繕費を請求されたなど、**原状回復費用**をめぐるトラブルが多く見られます。事前に賃貸借契約書や国土交通省のガイドライン*1で確認・理解しておくことが重要です。

(※1「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」国土交通省)

原状回復義務

借主の**故意・過失**や**不適切な管理**などにより、部屋に生じた損耗等の修復費用は**借主の負担**となります。借主の**通常の使用**による**通常損耗**や**経年劣化**も生じますが、それらは原則、**貸主の負担**となります。

なお、貸主が用意する賃貸借契約書によっては、この原則と異なる定めとなっている場合がありますので、契約前に原状回復費用に関する借主の負担について確認してください。

トラブルを回避するために

入・退去時の各部屋の写真を撮っておくと、後日の確認資料になるよ!



入居前…室内の汚れや損傷状況について、管理会社立ち会いのもと確認しましょう。
退去時…あらかじめ、賃貸借契約書やガイドラインの内容を確認し、すべての荷物を搬出し部屋を清掃した後、退去立ち会いに臨みましょう。

原状回復費用の確認・合意

貸主より原状回復費用の借主負担の明細が来たら内容を確認し、費用負担が適切か確認します。費用負担に納得できない場合は、貸主と話し合います。

なお、話し合いによる合意が難しい場合は、裁判所の**調停制度**や**少額訴訟制度**を利用する方法もあります。



スマホを契約する際の留意点!!

相談事例

携帯電話事業者を乗り換える際に、販売店で自宅周辺の電波状態を確認すると「大丈夫」と言われたので、通信サービス契約の他にスマートフォンを購入する契約をした。

自宅で使用すると電波の状態が悪く使用できないので解約したいと申し出たところ、販売会社から「通信契約は解除できるが、端末自体は解約ができない」と言われた。どうして端末は解約できないのか。

消費生活センターからのアドバイス

- **実際に電波状態を確認してから契約を!**
各地域の電波状態は、地域内の地形や建物などに左右されることが多いため、販売店に対し「**契約前に電波の状態を確認したい**」と申し出てみましょう。
- **販売店の契約解除制度の確認を!**
携帯電話の通信サービスの契約は、契約書面の受領日もしくはサービス提供開始日のいずれか遅い日を初日として**8日以内**であれば、解約料なく**契約を解除できる制度**があります。

(1)『初期契約解除制度』

契約解除をする旨の書面を提出することで、通信サービスを解除できますが、**端末は解約できません**。

契約する前に確認が大切じゃぞ!



(2)『確認措置』

大手携帯電話事業者3社などが提供する国の認定を受けた通信サービスを店頭や通信販売で契約した場合は、**電波が不十分、説明が不十分等**の場合に限り、**通信サービスと端末の契約を併せて解除**できます。

サブスクリプション(サブスク)で思わぬ請求に!!

相談事例

自宅で過ごす時間が増えたので、動画配信サービスの**1ヶ月無料トライアル**をサブスクで申し込んだ。その後、一度も利用せず1年ほど忘れていたが、最近になってクレジットカードで月2000円の引き落としが続いていることに気づいた。

消費生活センターからのアドバイス

- **サブスクとは**
定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できる仕組みのことです。
- **サブスクの仕組み**
ネット上のサブスクの契約では、トライアル(体験)期間内に**解約**しなければ、**自動で定額サービスに移行**します。**解約しない限り**、サービス利用の有無に関係なく**料金の請求(引き落とし)**も続きますので注意してください。
- **解約方法**
解約は、事業者の定める方法で手続きをする必要がありますので、**申込時の登録情報(ID、パスワード等)は忘れない**ようにしましょう。

クレジットカードの利用明細は、毎月確認しよう!

